

旭川医科大学学則の一部を改正する学則を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学学則の一部を改正する学則

旭川医科大学学則（平成16年旭医大達第150号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。
※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(検定料) 第35条 入学志願者は、出願と同時に検定料を納付しなければならない。 (入学料) 第36条 入学料は、入学を許可されるときに納付しなければならない。	(検定料) 第35条 入学志願者は、出願と同時に検定料を納付しなければならない。 (入学料) 第36条 入学料は、入学を許可されるときに納付しなければならない。
(略)	(略)
(授業料) 第38条 授業料は、毎年度について、前期及び後期の2期に区分し、それぞれの期において年額の2分の1に相当する額を、前期にあっては4月、後期にあっては10月に納付しなければならない。ただし、入学した日の属する期の授業料については、5月に納付しなければならない。 2 前項における納付期限は、別に定める。 3 前2項の規定にかかわらず、学生の申出により、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付する	(授業料) 第38条 授業料は、毎年度について、前期及び後期の2期に区分し、それぞれの期において年額の2分の1に相当する額を、前期にあっては4月、後期にあっては10月に納付しなければならない。ただし、入学した日の属する期の授業料については、5月に納付しなければならない。 2 前項における納付期限は、別に定める。 3 前2項の規定にかかわらず、学生の申出により、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付する

ことができる。

- 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出により、入学を許可されるときに納付することができる。

(略)

(既納の検定料，入学料及び授業料)

第45条 既納の検定料，入学料及び授業料は，これを返還しない。ただし，次の各号の一に該当する場合には，当該各号に定める額を返還する。

- (1) 第35条の規定により検定料を納付した者が，2段階選抜を実施する入学者選抜において第1段階目の選抜で不合格となった場合又は本学学力検査出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した場合には，納付した者の申出により，それぞれ学長が別に定めるところによる第2段階目の選抜に係る検定料に相当する額又は学長が別に定めるところによる検定料との差に相当する額
- (2) 第38条第3項及び第4項の規定により授業料を納付した者が，後期分授業料の納付時期前に休学又は退学した場合には後期分の授業料に相当する額
- (3) 第38条第4項の規定により授業料を納付した者が，入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には，納付した者の申出により当該授業料に相当する額
- (4) 第36条の規定により入学料を納付した者が，旭川医科大学入学料の免除及び徴収の猶予に関する規程（平成16年旭医大達50号）第5条第1項の規定により入学料の免除を許可された場合には，入学料減免額に相当する額（新設）
- (5) 第38条の規定により授業料を納付した者が，旭川医科大学授業料の免除及び徴収の猶予に関する規程（平成16年旭医大達51号）第5条第2項の規定により授業料の免除を許可された場合には，授業料減免額に相当する額（新設）

ことができる。

- 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出により、入学を許可されるときに納付することができる。

(略)

(既納の検定料，入学料及び授業料)

第45条 既納の検定料，入学料及び授業料は，これを返還しない。ただし，次の各号の一に該当する場合には，当該各号に定める額を返還する。

- (1) 第35条の規定により検定料を納付した者が，2段階選抜を実施する入学者選抜において第1段階目の選抜で不合格となった場合又は本学学力検査出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した場合には，納付した者の申出により，それぞれ学長が別に定めるところによる第2段階目の選抜に係る検定料に相当する額又は学長が別に定めるところによる検定料との差に相当する額
- (2) 第38条第3項及び第4項の規定により授業料を納付した者が，後期分授業料の納付時期前に休学又は退学した場合には後期分の授業料に相当する額
- (3) 第38条第4項の規定により授業料を納付した者が，入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には，納付した者の申出により当該授業料に相当する額

(略)

附 則

この学則は、令和7年7月9日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

【改正理由】

修学支援新制度により入学金及び授業料の減免対象者として認定された者に対し、既納の入学料及び授業料を返還する必要があることから、所要の改正を行うものである。